

第3次

かたいけのプラン

第3次坂井市地域福祉活動計画



社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

はじめに

第3次坂井市地域福祉活動計画（かたいけのプラン）は、「地域共生社会の実現」を目指し、行政計画である第3次福祉保健総合計画の策定にあわせて、坂井市と坂井市社会福祉協議会が連携し、初めて一体的に策定したものです。



国では、地域社会の人口減少や少子高齢化、核家族化などの急速な進展による老老介護や介護離職、認知症高齢者等の増加などが問題視されてきましたが、近年は社会的孤立や経済的な不安による生活困窮者、8050問題や子どもの貧困など、新たな問題も顕在化しており、地域の人々の生活ニーズは、複雑・複合化し、多くの方々が多くの生活不安や生活課題を抱える事態を懸念し、こうした地域の様々な福祉課題を解決するため、改めて、包括的な支援体制づくりや住民が主体となった福祉活動の推進強化による「地域共生社会の実現」を提唱しました。

坂井市社会福祉協議会は、これまで第2次計画のもと、市民のみなさまとともに地域における福祉活動を推進してまいりましたが、同一の目標を目指す行政とともに計画を一体化することで、互いに連携して補強・補完しながら、坂井市全体でより効果的に福祉活動を推進することができるという重要性に考慮し、坂井市行政からの提案を尊重して、第3次計画の策定に踏み切ったものであります。

第2次計画の推進期間中でありましたが、1年前倒しで、策定を行い、第3次計画は行政計画と同じく令和3年度からの6年間を活動推進期間といたしました。

策定には、行政のご指導はもちろんのこと、坂井市の各区長様をはじめ支部社協委員、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、地区ふくしの会などの各種団体、市民のみなさまからのご協力を得て、基本目標は、第2次計画を継承した「みんなが主役ふだんのくらしのしあわせづくり」とし、基本計画を「お互いさまのところで支えあえる人づくり」「ふれあい支え合いの地域づくり」「福祉活動を応援する体制づくり」の3本柱としました。

計画の策定段階から地域の人々が主人公となって、幅広い関係者の方々に携わっていただきましたこの計画に沿い、市民のみなさまとともに「オール坂井市」で地域福祉活動を推進し、「地域共生社会の実現」を目指して取り組んでまいりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた策定委員会のみなさまをはじめ、ご協力をいただきました関係者の方々、そしてご意見をいただきました市民のみなさまに心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
会 長 内 田 正 義

地域共生社会の実現に向けて



現在、日本の社会福祉は大きな転換期を迎えています。少子高齢化はもちろん、これまで社会の土台となってきた家族、地域社会、そして安定した雇用がゆらぎ、これらを前提にした社会福祉も同じように見直しが迫られています。頼れる人がいない、自ら助けてといえない人が社会的に孤立し、気づいてくれる人がおらず、問題が深刻になってしまうのです。

こうした状況に対して、新たな社会福祉の方向性として示されたのが、地域共生社会という考え方です。地域共生社会を「誰もが役割を持って活躍できる社会」とするなら、社会的に孤立している人をはじめ、様々な困難な状況にある人を「分野を超えて」受け止める行政や専門職の体制と、それに気づき、地域で共に支えあえる地域社会づくりに同時に取り組み、一人ひとりを支える基盤づくりを行うことが求められます。そのためには、地域福祉を推進する多様な関係者が、ともに手をつないで、それぞれの「のりしろ」を出し合い、力を一つに取り組み、いくことが必要です。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけ、地域の様々な民間の福祉に携わる関係者が、活動の将来像を描いていくための計画です。地域で困難な状況にある人に気づき、支えあえる状況をつくる主体になるのは、暮らしの中心にいる地域住民や地域の民間の力であり、策定委員会ではこうした皆さんの代表が委員として活発に意見を交わし、策定を進めてきました。しかし、地域の力だけでは、地域共生社会は実現できません。それをバックアップする行政の役割が不可欠だからです。坂井市は、今回はじめて「地域福祉計画（行政計画）」と「地域福祉活動計画（民間計画）」の両計画を一体的に策定されました。

今後は、ともに策定に取り組んだ行政と社協、そして、その過程に参加した多様な地域の団体が連携して、計画を実現していく必要があります。

また、2020年の新型コロナウイルス感染症の流行は、社会的に弱い立場にある人の困難をいっそう拡大し、これまで貧困とは無縁に思われてきた人の生活も脅かしました。地域では、人とのつながりをつくる活動の休止等、つながりが制限された中で地域福祉を模索する状況が続いてきました。しかし、同時にこの経験は、人を支えるのは人であり、私たちの暮らしが他者との関係を抜きにできないことを再認識する機会になったのではないのでしょうか。大切なことは変わらず、感染症を正しく恐れながら、やるべきことを進めることだと思っています。この計画が、行政各部局や各分野で活躍する専門職や団体、坂井市民の多様な「のりしろ」を引き出し、それらが豊かに重なり合うことで坂井市の地域共生社会を実現する道標となることを心より祈念しています。

最後になりましたが、計画策定にあたって熱心にご協力いただきました市民、関係機関・団体の皆様にお礼を申し上げるとともに、策定過程で常に前向きにご議論いただきました委員の方々に感謝を申し上げます。

坂井市
第3次地域福祉活動計画策定委員会
委員長 永田 祐

目次

第1章 第3次 坂井市地域福祉活動計画の策定にあたって……………1

- 1 「地域福祉」とは
 - (1) 「地域福祉」を取り巻く現状
 - (2) 「地域福祉」とは
 - (3) 「地域福祉推進」の圏域設定
- 2 第3次地域福祉活動計画の概要
 - (1) 計画の目的
 - (2) 計画の構成
 - (3) 計画づくりの体制
 - (4) 計画の推進期間
 - (5) 計画の進行管理
 - (6) 地域福祉計画と地域福祉活動計画等の関係性と一体的策定について
- 3 第2次地域福祉活動計画の進捗状況

第2章 坂井市の地域の今と未来……………5

- 1 地域の今
- 2 地域の未来

第3章 第3次 坂井市地域福祉推進計画……………7

- 1 計画の体系図
- 2 市地域福祉推進計画 各基本計画詳細
 - 基本計画【1】 お互いさまのところで支えあえる人づくり
 - 基本計画【2】 ふれあい、支え合いの地域づくり
 - 基本計画【3】 福祉活動を応援する体制づくり

第4章 第3次 支部住民福祉活動計画……………15

- 第3次みくに支部住民福祉活動計画
- 第3次まるおか支部住民福祉活動計画
- 第3次はるえ支部住民福祉活動計画
- 第3次さかい支部住民福祉活動計画

資料編.....**23**

- 1 計画が策定されるまで
- 2 委員会要綱・名簿
 - 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
 - 第3次 坂井市地域福祉活動計画(かたいけのプラン)策定委員名簿
 - 支部社会福祉協議会設置要綱
 - 支部社会福祉協議会委員会 委員名簿
 - みくに支部
 - まるおか支部
 - はるえ支部
 - さかい支部
- 3 坂井市社会福祉協議会が目指すもの

第1章 第3次 坂井市地域福祉活動計画の策定にあたって

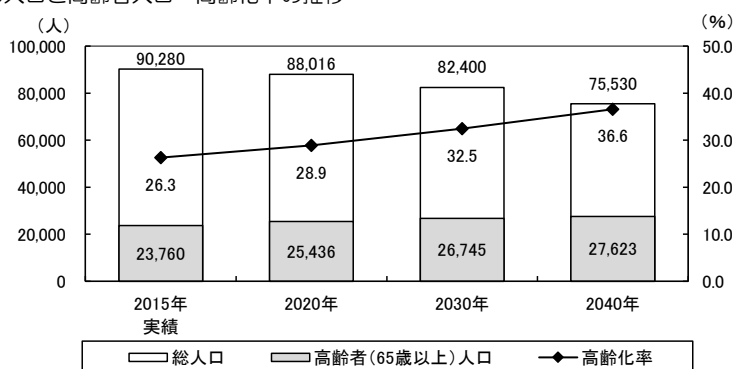
1 「地域福祉」とは

(1) 「地域福祉」を取り巻く現状

私たちの暮らす坂井市は、県下第2の人口を抱える市として誕生しましたが、少子高齢、人口減少、核家族化等の進行は年々進んでいます。このことは、私たちの暮らしにおいても、家庭・地域・職場等における助け合い機能の低下に影響を与え、地域における生活ニーズの複雑化・複合化をひきおこし、困りごとをひとつの制度や方法で解決していくことが難しい現状となっています。

そこで、本市では65歳以上の高齢者人口がピークを迎える2040年に向けて、このような社会構造や人々の暮らしが変化する中でも、誰もが役割や生きがいを持ち、みんなで支え合い助け合う『地域共生社会』の実現を目指し、地域福祉活動に取り組んでいきます。

■坂井市における人口と高齢者人口・高齢化率の推移

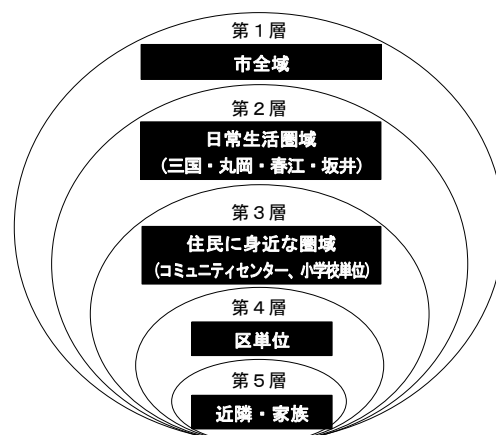


(2) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等、対象者ごとに分かれた「福祉」とは異なり、地域に暮らす一人ひとりが、日々の暮らしの中で「ふだんのくらしのしあわせ」を実現できるように、地域住民、公私の社会福祉関係者や事業者、行政等が協力しあって福祉課題の解決や福祉活動に取り組む考え方です。

(3) 「地域福祉推進」の圏域設定

坂井市地域福祉計画では、地域福祉を推進する圏域設定を行っています。本計画においても、市の計画に基づき、基本圏域として、第1層は「市全域（市社会福祉協議会）」、第2層は「日常生活圏域（支部社会福祉協議会）」、第3層は「住民に身近な圏域（地区ふくしの会・まちづくり協議会等）」、第4層は「区単位（自主防災組織等）」、第5層は「近隣・家族（見守りネットワーク事業活動等）」とし、各圏域が重層的につながり、課題の共有、対応策の検討を行うことで、実情に応じた取組を推進していきます。



2 第3次地域福祉活動計画の概要

(1) 計画の目的

地域福祉活動計画は、「地域共生社会の実現」を目指し、地域住民、ボランティア、関係機関等の協働による住民主体の地域福祉活動を計画的、具体的にすすめていくことを目的とした行動計画です。

坂井市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）は「地域福祉推進を図ることを目的とした団体」として、様々な活動主体に計画策定への参画を呼びかけました。

(2) 計画の構成

第3次坂井市地域福祉活動計画（以下、「第3次計画」という）は、第2次坂井市地域福祉活動計画（以下「第2次計画」という）の構成を継承し、市全域の地域福祉推進のあり方を住民目線で示した「市地域福祉推進計画」（以下「市推進計画」という）と、住民にとってより身近な支部（町）で策定する「支部住民福祉活動計画」（以下「支部計画」という）の2本立てで構成しています。

(3) 計画づくりの体制

第3次計画は、以下の体制で策定に取り組みました。

「地域福祉活動計画策定委員会」

支部社会福祉協議会委員会、福祉関係団体、学識経験者、行政機関等の代表者 11 名で設置。市全域における課題やその解決策についての協議、検討を行い、「市推進計画」の策定に取り組みました。なお、本委員会は坂井市地域福祉計画部会も兼ねました。

「支部社会福祉協議会委員会」

住民主体の地域福祉活動を推進するために、支部（町）単位に設置している支部社会福祉協議会委員会（以下「支部社協委員会」という）にて、「第3次支部計画」の策定に取り組みました。なお、4支部で共通する課題については、地域福祉活動策定委員会へ提案しました。

「福祉懇談会・活動アンケート」

市内各所で地域住民を対象にした「住民福祉懇談会」や関係団体における「福祉団体懇談会」、活動者へのアンケートの実施にて、課題を把握し、話し合われた意見を計画に反映させました。

「作業部会」

市職員や社協職員等で構成し、計画策定に向けた構成案等について協議しました。

(4) 計画の推進期間

第3次計画の推進期間は、令和3年度～令和8年度までの6年間とします。毎年、定期的に取り組む点検・評価を行い、計画の中間年度には、社会情勢の変化等による新たな地域福祉課題を抽出し、計画全体の見直しを行います。また、以降も継続して策定することで、住民主体の地域福祉活動を計画的に推進していきます。

(5) 計画の進行管理

本計画の執行管理や評価、見直しは以下の方法で行います。

「市地域福祉推進計画」

計画に記載した実施計画や取組の方向性に基づき、市社協にて単年度の事業（実施）計画を作成し、計画的に事業を実施します。計画推進状況については、定期的に関係者による「地域福祉推進委員会（仮称）」を設置し、評価を行うとともに、随時、市社協の広報等により公表します。

「支部住民福祉活動計画」

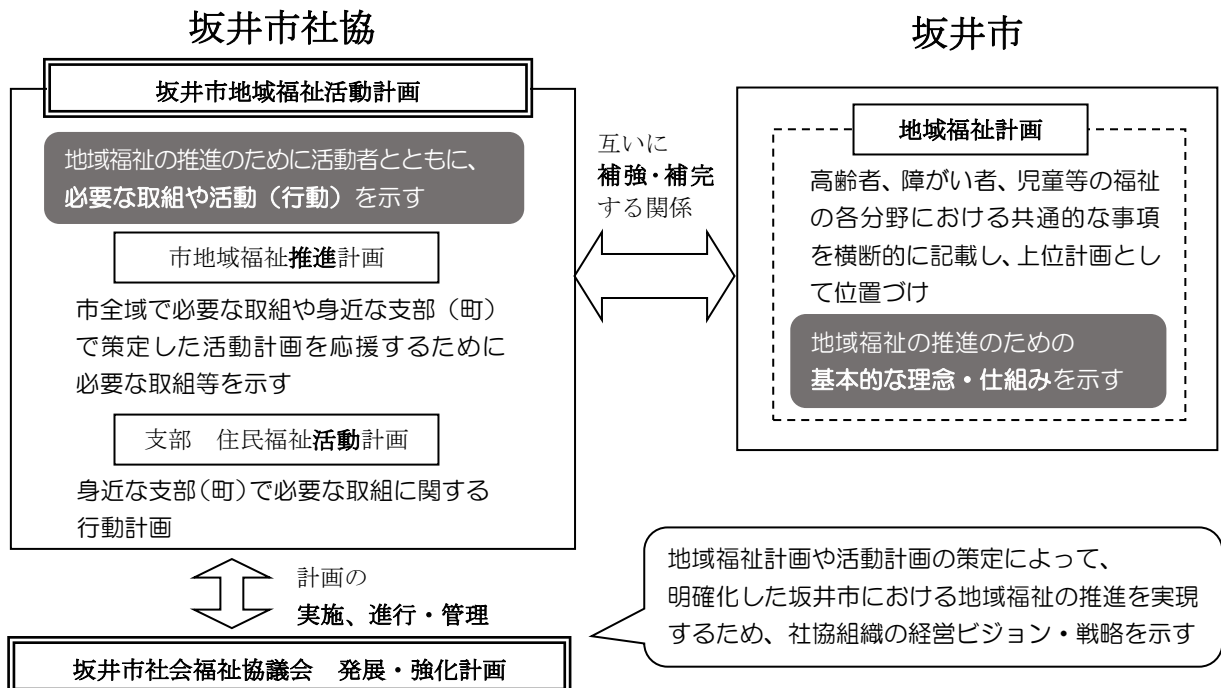
支部社協委員会を中心に、単年度の事業（実施）計画の作成や定期的な協議の場を持ち、計画の進捗状況や取組による効果に関する評価、今後のすすめ方について、継続して協議をしていきます。

(6) 地域福祉計画と地域福祉活動計画等の関係性と一体的策定について

平成29年改正の社会福祉法にて提唱された「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉の推進に関わる関係者がより連携を強め計画推進を行うために、行政計画である「坂井市福祉保健総合計画」の「地域福祉計画」と民間計画である「地域福祉活動計画」は互いに補強・補完する“車の両輪”の関係として捉え、一体的な計画策定に取り組むことになりました。そのため、第2次計画の推進途中ではありましたが1年前倒しし、第3次計画策定に着手しました。

行政計画は、施策、政策中心で推進方針を示すものに対し、「地域福祉活動計画」は、地域住民が自らの地域で福祉推進を行うための具体的な活動目標や活動等を示すものとなっています。

また、社協組織の内部計画である「坂井市社会福祉協議会発展・強化計画」と連動させながら、事業を推進していきます。



3 第2次地域福祉活動計画の進捗状況

第2次計画の進捗に関しては、現状を確認、課題を抽出し、本計画に継承していきます。

進捗状況	方向性
基本計画1 共に生きる力を育む“ひと”づくり	
①福祉“共育”の充実／②ボランティア・市民活動センター機能の強化／③地域福祉を担う“ひと”づくり	
<ul style="list-style-type: none"> 市内の約8割の学校が、助成を活用しての福祉学習の実施や福祉教育担当教諭連絡会に参加している。 サロンや地区ふくしの会にて、地域の福祉関係者の協力のもと、多くの福祉講座が開催されている。 ボランティアグループの高齢化等により、登録団体が減少傾向。しかし、派遣相談は増加している。 当事者団体会員や認知症家族介護者等当事者が講座講師として活躍している。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが、平等に福祉を学ぶことができる場として、学校での福祉教育の継続・充実が必要。 地域での福祉講座を住民と一緒に企画、実施することで、福祉教育プログラムの充実や学びの機会が増えることが期待できる。 福祉講座や懇談会等は住民の福祉活動への入口となりうるため、より多くの機会の提供が必要。 活動者が拡大するためには、まちづくり協議会や当事者等、新たな人たちとつながることや「担い手不足の地区」と「地域の為に何かしたいという思いを持った人」をマッチングできる仕組みが重要。
基本計画2 みんなが集える“地域”づくり	
①みんなが集まれる居場所づくり／②ふくしの会（地域福祉推進基礎組織）の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 地域力を高める国のモデル事業実施を通して、住民との話し合いの機会が増加、また新たな居場所づくりに取り組む活動者も増えている。 市内全域に地区ふくしの会ができ、住民が主体的に取り組む事業や活動が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> つながりづくりや社会的孤立の防止のために、居場所づくりの支援を継続して実施することが必要。 居場所をつくる要素は身近なところにあり、簡単に作れることをアピールすることが大事。 地域の各種団体がつながり、課題を共有し、連携して解決に向けて話し合う場が必要。 福祉委員同士のつながりや学びの場を重層的に整えることが必要。 イベントと見守りをすすめていく中での連携について検討していく。 同一目標を地区ごとに決めることが重要。 担い手不足の解消として、福祉委員について住民に改めて周知・啓発することが大事。
基本計画3 みんなが“活躍”して“解決”できる“仕組み”づくり	
①困りごとと見逃さない仕組みづくり／②困りごとを解決する仕組みづくり	
<ul style="list-style-type: none"> 見守りネットワーク活動を地区ふくしの会の基本活動として位置づけし、研修や協議の場を活用し、見守り活動について考える機会を作っている。 地域支援を行う専門職（生活支援コーディネーター等）が、地域の会議に出向き、気がかりなことを受け止め、必要に応じて専門機関へのつなぎや情報を提供している。 市とともに複合課題の解決に取り組む仕組みを検討し、多機関連携・協働の場ができた。現在は、会議に参画し、多機関連携を強化しながら、複合課題の解決に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 孤立しがちな方の早期発見のためにも、様々な居場所や地域住民の見守りが重要。また、そのような福祉の土壌づくりが重要。 地域力強化のために、地域支援を行う専門職の役割が重要。支援体制や地域住民と専門職とのつながりづくりは継続して行うことが必要。 地域ケア会議をはじめ、様々な機会を通じ、専門職が情報提供を継続して行うことが必要。 専門職の支援検討は、現状の課題解決で終結しがち。地域の中で生活を継続できるような支援検討も必要。 コロナウイルス感染防止に向け、新しい生活様式に基づいた、見守り活動、居場所づくりが必要。 数値目標をたて、目標設定を明確し、実施・未実施を評価すること、良い事例を各地域に水平展開していく2つの視点を持ち、展開していくことが大切。

※福祉共育：地域全体で福祉を学び、共に生きる力を育むという趣旨をもたせた造語。

第2章 坂井市の地域の今と未来

1 地域の今

計画策定にあたり、懇談会やアンケートを実施し、広く意見を募りました。「地域の今」から見えてきた課題として、“ひと”づくりでは「地域福祉のわかりにくさ」や「担い手不足」等が、“地域”づくりでは「場や参加者の少なさ」等があげられています。また、“仕組み”づくりに関しては、「連携不足」等が課題となっています。

第2次計画に対する意見

実施計画	項目	地域の今
基本計画1 共に生きる力を育む“ひと”づくり		
①福祉“共育”の充実	あいさつ・声かけ	・大人よりも子どもの方が元気にあいさつをしてくれる。
	思いやりの気持ち	・自分本位な行動をする人もいる。お互い様の気持ちが大切。
	学校・福祉施設とのつながり	・地域の学校や施設との連携が弱い。
	広報・啓発	・地域福祉がわかりにくい。身近でない。
②ボランティア・市民活動センター機能の強化	福祉理解の啓発	・活動を理解できていない。
	活動への参加の機会	・若者が参加できる活動がない。
	活動の普及	・ボランティア活動に行った時のフィードバックが欲しい。
③地域福祉を担う“ひと”づくり	活動者の拡大	・市町を超えた活動者のつながりが弱い。
	活動への参加の機会	・人材不足・参加者不足。行事への参加者減少。
	若者の活動への参加の機会	・少子高齢化による会員不足。若い世代がない。
	基本計画2 みんなが集える“地域”づくり	
①みんなが集まれる居場所づくり	人の集まる拠点	・集まる場がない。
	世代を超えた集まる場づくり	・地域住民・若い世代との交流の場が少ない。
	高齢者の参加できる場づくり	・サロンの参加者が少ない。 ・活動がマンネリ化している。
②地区ふくしの会（地域福祉推進基礎組織）の充実	地域活動の存続支援（自治会）	・顔を合わせることがないので、近所にどんな方が住んでいるのかわからない。 ・情報不足、伝承文化の継承不十分。
	団体の存続支援	・役員・役職者の固定化・意識低下。 ・役員の人材不足。
	地域課題に対応できる地域づくり	・住民同士の交流・まとまりがない、活気がない、参加者が減っている。 ・高齢者・一人暮らし・夫婦のみ・核家族の増加、将来の過疎化。
基本計画3 みんなが“活躍”して“解決”できる“仕組み”づくり		
①困りごとを見逃さない仕組みづくり	困りごとを早期発見するための『見守り活動の充実』	・困りごとを発見・解決する仕組みがない。 ・複数地区を担当している民生委員と区の福祉委員・区長との連携がとれていない。
②困りごとを解決する仕組みづくり	相談窓口の充実	・相談内容が多岐にわたると、どこが相談窓口かわからない。
	防災支援	・災害が起こった時に避難することや避難所での生活が不安。
	買い物支援	・周辺施設の利便性が悪く、買い物・通院が不便。
	交通問題の支援	・交通機関の利便性が悪い、交通手段がない。
	少子・晩婚化支援	・人口減少、若い世代の流出。
	新型コロナ対策	・コロナ禍による活動自粛、活動規模の縮小。 ・活動休止等によるフレイル（虚弱）や体調不良。

2 地域の未来

策定委員会において、2040年（20年後）の「自分たちが暮らすまちの理想の姿」を描くグループワークを実施しました。20年後も今と変わらず、誰もが安心して暮らせるまちであり続けることが大事だとする意見が多くみられました。

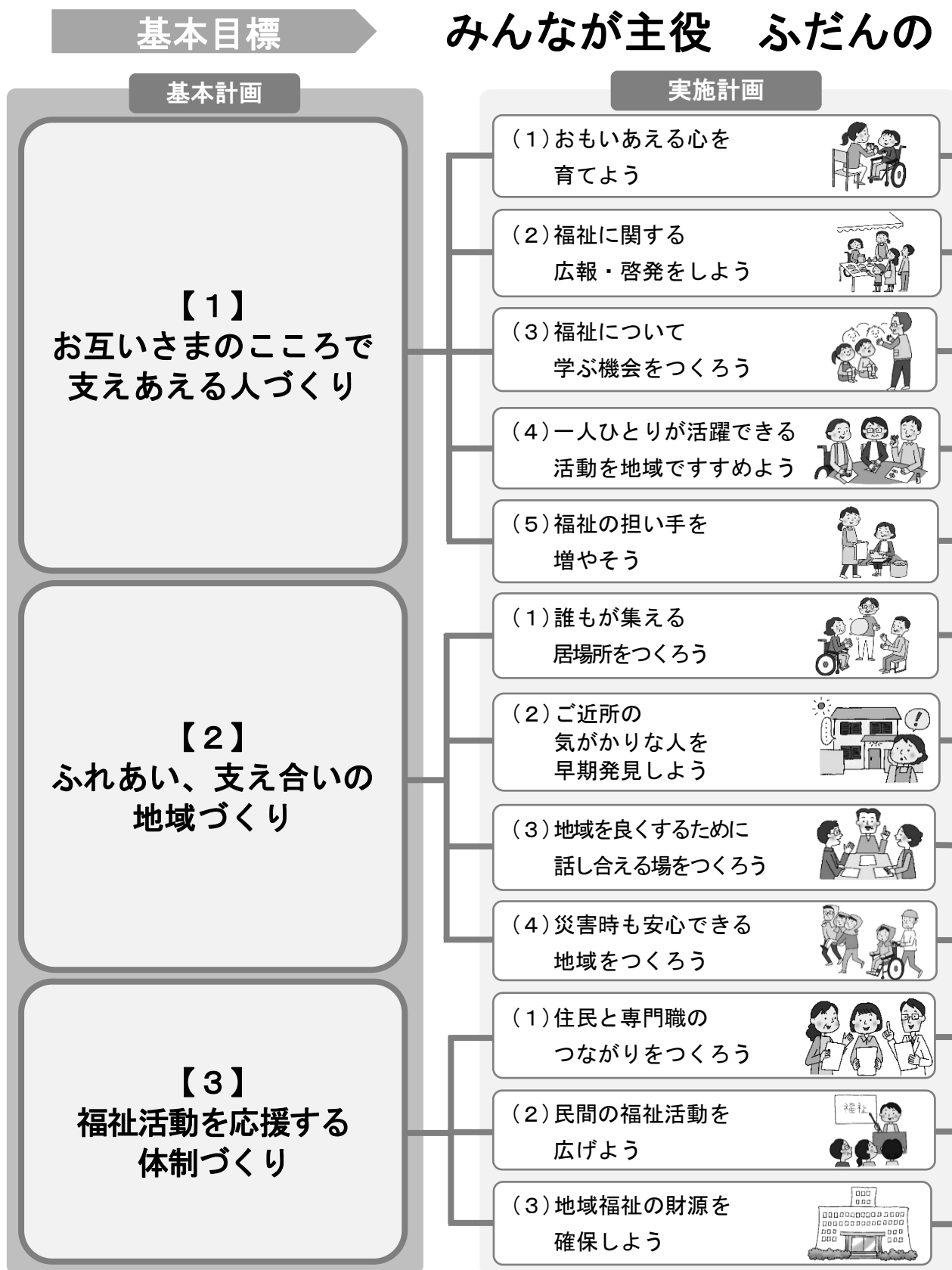
■自分たちが暮らすまちの理想の姿

- 多世代の交流ができており、若い世代と高齢の世代が仲良く生きるようなまち。
- 子どもから高齢者まですべての住民が思いやり、交流を持って、日々生きがいを感じながら過ごせるまち。
- 同世代の交流が活発で、世代を超えた意見を言えるようなまち。
- 笑顔であいさつできる環境になっているまち。
- 「おかえり、ただいま、いってらっしゃい、おつかれさま」等のあいさつを交わせるまち。
- 誰もが暮らしやすい共生社会。
- IT（デジタル）化が進んでいる中、人と人のつながりがなくならないよう、ふれあいの場を絶やさずに、増やすことができるまち。
- 働きたい人がみんな希望どおり働けるまち。
- 安心して自分らしくいきいきと暮らせるまち。
- 安心して暮らせるまち、安心してSOSを発信できるまち。
- 住民すべてが何らかの福祉活動の一員となっているまち。

■まちの理想の姿に込めた思い・願い

- 「魅力ある地域づくり」（誰もが安心して暮らせるまち）の推進をしていきたい。
- それぞれの世代が仲良く交流できるような世の中であってほしい。
- 世代ごとの団体（各種団体）の活動や他の団体との交流の場があるまちであってほしい。
- 個人情報の保護も大切にしながら、「どれだけ地域の人達のことを知っているか」と「地域の人達のことを一人ひとりがどれだけ気にかけているか」という想いを大切にできるまちにしたい。
- 話し相手、相談相手がいることが素晴らしいことである。デジタル化が進むことで生まれた時間や気持ちの余裕が、積極的に地域に関わる気持ちにつながってほしい。
- 地域の学校とのつながりの強化、若い世代の地域参加、市・コミュニティセンター・まちづくり協議会・社会福祉協議会の連携等や地域福祉の拠点づくりをしていきたい。
- 小学生の時から福祉について学び、年齢を重ねながら福祉について関心を持ち、社会に出た時、その時々に合わせて自分ができる事に何か一つでも参加してほしい。
- 住民一人ひとりが何らかの形で社会や地域の人々とつながっていてほしい。
- 誰かに任せきりではなく、自分たちで活動や組織を強くし、それを横に繋ぎ、地域力を強化していきたい。
- 安心して生活できるように行政とも連携し、ソフト・ハード両面での施策の充実につながるようにしたい。
- 何歳になっても、障がいがあっても、自分の能力を発揮でき、社会の一員として生きがいを感じてほしい。
- 「互いに思いやり支え合う心」で高齢化を乗り切ってほしい。

1 計画の体系図



くらしのしあわせづくり

取組の方向性

- ① 普段の生活の中で声をかけあおう
- ② 人が出会える場をつくろう

- ① イベントや地区行事で啓発をしよう ② 様々な方法で広報をしよう
- ③ 若い世代等への広報・啓発をしよう

- ① 学校での福祉学習をすすめよう ② 企業・地域等での福祉講座の実施をすすめよう
- ③ 地域ぐるみの福祉共育をすすめよう

- ① あらゆる世代が活躍できる場をつくろう
- ② 誰もが生きがいややりがいを持てる活動をつくろう

- ① 地域活動の中で福祉の担い手をつくろう
- ② ボランティア活動者を増やそう

- ① あらゆる世代が交流できる場をつくろう ② 多様な集える場をつくろう
- ③ 孤立を防ぐ場をつくろう ④ 同じ悩みを抱える当事者同士が集える場をつくろう

- ① 見守り活動をしよう ② 見守り活動の情報交換をしよう
- ③ 困りごとや悩みごとを抱えた人が地域につながるきっかけづくりをしよう

- ① 地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会等）で定期的に話し合おう
- ② 多様な団体の参加で話し合う場をつくろう ③ 話し合った内容に取り組んでみよう
- ④ まちづくり協議会との協働による地域づくりをすすめよう

- ① 地域の防災情報を把握しよう ② 災害時に気がかりな人の把握をしよう ③ 防災情報を周知しよう
- ④ 地区の防災活動に福祉関係者（地区ふくしの会等）も参加しよう
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策を検討しよう

- ① 専門職や相談窓口の周知をしよう ② 身近な相談窓口の設置を検討しよう
- ③ 地域の関係団体との情報交換の場づくりをしよう ④ 専門職の力を地域で活かそう
- ⑤ 社協活動を強化し、住民活動を支えよう ⑥ 非常時に備えた災害ボランティアセンターの運営を考えよう

- ① 企業等へ福祉の理解を促そう ② 地域団体と企業等がつながる場づくりをしよう
- ③ 地域課題の解決に向けた社会福祉法人の連携の場づくりをしよう
- ④ 企業、NPO法人、商業、農林水産業等とともに地域課題の解決を検討しよう
- ⑤ 民間の福祉活動を応援するボランティア・市民活動センターを強化しよう

- ① 募金活動を積極的に行おう
- ② いろんな財源を確保しよう

2 市地域福祉推進計画 各基本計画詳細

基本計画【1】 お互いさまのところで 支えあえる人づくり

地域では、様々な人がともに生活をしています。誰もが主役となり、自分らしく暮らせる地域を目指して、多様性を認め合い、自分も他の人も大切にできる人づくりのための活動を推進します。

(1) おもいあえる心を育てよう

「ふだんのくらしのしあわせ」を実現するためには、地域でともに生活する人々がお互いを理解し、おもいあう気持ちが大切です。地域での普段の暮らしの中で知り合い、おもいあえる機会をつくっていきましょう。



① 普段の生活の中で声をかけあおう

- ・あいさつをしよう。
- ・子どもの声を聴こう。

② 人が出会える場をつくろう

- ・自治会活動やまちづくり協議会活動等で、住民がつながりあえる機会をつくろう。

(2) 福祉に関する広報・啓発をしよう

福祉は、地域で暮らすすべての人に関係することでありながら、一部の人のものと思われやすいという傾向があります。また、若い世代等、地域活動に関わりが薄い人たちは、情報が入手しにくいという課題もあります。福祉情報を広く発信し、必要な人に情報が届くようにしましょう。また、実際に活動している人たちの思い等を伝えていきましょう。



① イベントや地区行事で啓発をしよう

- ・福祉を啓発する場をつくろう。
- ・活動者の思いや各地域の福祉情報を伝えよう。

② 様々な方法で広報をしよう

- ・身近な人に福祉情報を伝えていこう。
- ・高齢者や障がい者等、配慮が必要な人への広報の方法を考えよう。
- ・広報、ホームページ、ケーブルテレビ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、インターネット等の多様な媒体を活用しよう。

③ 若い世代等への広報・啓発をしよう

- ・若い世代にあわせてSNS、インターネット等を活用した広報をしよう。
- ・地域活動に関わりが薄い人たちにも情報を届けよう。

(3) 福祉について学ぶ機会をつくろう

地域で生活をおくる上でも、福祉活動をすすめる上でも学ぶ機会は大切です。自分の人生をよりよく生きるためや地域で誰かと共に生きる力を育むために福祉について学びましょう。



①学校での福祉学習をすすめよう

- ・学校での福祉学習に当事者、専門職、地域住民も参画しよう。
- ・様々な福祉学習プログラムを検討しよう。

②企業・地域等での福祉講座の実施をすすめよう

- ・企業・地域等での出前福祉講座を開催しよう。
- ・地域でボランティア講座を開催しよう。

③地域ぐるみの福祉共育をすすめよう

- ・地区ふくしの会やまちづくり協議会、コミュニティセンターでの学ぶ機会づくりをすすめよう。

(4) 一人ひとりが活躍できる活動を地域ですすめよう

自分の人生の主人公は他でもなく、自分自身です。地域の中にも一人ひとりが主役となり、生き生きと活躍できる場や活動をつくりましょう。



①あらゆる世代が活躍できる場をつくろう

- ・地域活動の中に子どもや高齢者、障がい者等の当事者が活躍できる機会をつくろう。

②誰もが生きがいややりがいを持てる活動をつくろう

- ・講座開催等により、定年退職を迎える人の地域デビューを応援しよう。

(5) 福祉の担い手を増やそう

「ふだんのくらしのしあわせ」をつくる活動が福祉活動です。自分のためにもみんなのためにも、福祉活動やボランティア活動に取り組む担い手を増やしましょう。



①地域活動の中で福祉の担い手をつくろう

- ・地域活動の中で福祉の理解者を増やそう。
- ・地域活動の中に福祉委員等が参加できる仕組みをつくろう。
- ・若い人も地域活動に参加できる工夫をしよう。

②ボランティア活動者を増やそう

- ・ボランティア活動をしたい人と活動をつなげよう。
- ・子ども食堂や地域食堂など、新たな活動に取り組む人を増やそう。
- ・ちょっとしたことでもできるボランティア（ちょいボラ）活動をすすめよう。
- ・働く意欲のある人をボランティア活動で応援しよう。

基本計画【2】 ふれあい、支え合いの 地域づくり

誰もが安心して暮らし続けるためには、制度やサービスだけでなく、地域でのつながりも大切です。一人の困りごとをみんなのこととして考え、知恵を出し合い、話し合い、解決できる地域づくりを推進します。

(1) 誰もが集える居場所をつくろう

地域の中に集まれる場があることは、お互いを知り、つながる機会となり、人とふれあう楽しみや助け合える関係性づくり、孤立防止にもつながります。一人ひとりの生活が豊かになるために、誰もが集える居場所をつくりましょう。



①あらゆる世代が交流できる場をつくろう

- ・地域のサロン、行事等を実施しよう。

②多様な集える場をつくろう

- ・通いの場やシニアクラブのサロン、子ども食堂や地域食堂、子育てサロン、趣味クラブ、毎日型サロン等を実施しよう。

③孤立を防ぐ場をつくろう

- ・地域のサロンや行事に参加しづらい人の居場所づくりを検討しよう。

④同じ悩みを抱える当事者同士が集える場をつくろう

- ・子育て世代や障がい者、家族介護者等、同じ悩みを抱える当事者同士の集まりをつくろう。

(2) ご近所の気がかりな人を早期発見しよう

地域における孤立防止や困りごとの解決には、早めの対応が重要です。見守りや声かけ等、日常的な気配りにより、地域での気がかりな人や問題の早期発見をしましょう。



①見守り活動をしよう

- ・早期発見チェックシートや定期的なアンケート等、調査活動を行おう。
- ・戸別訪問や声かけ等をしよう。
- ・民生委員・児童委員、福祉委員等で連携して見守り活動をすすめよう。

②見守り活動の情報交換をしよう

- ・身近な圏域で情報交換できる場をつくろう。
- ・見守りに関わる専門職や事業所（宅配業者、新聞販売業、配食業者、郵便局等）とも情報交換をし、ネットワークをつくろう。
- ・区長、民生委員・児童委員、福祉委員等による小地域見守りネットワークを強化しよう。
- ・福祉マップの作成・更新をしよう。

③困りごとや悩みごとを抱えた人が地域につながるきっかけづくりをしよう

- ・困りごとや悩みごとを抱えた人が相談しやすい地域づくりを検討しよう。

(3) 地域を良くするために話し合える場をつくろう

一人ひとりがより良く生きる環境づくりとして、生活している地域について知り、話し合い、地域を良くすることを考えることは大切です。多様な参加により、地域課題を話し合い、住民がやりたいことや必要だと感じる活動をすすめましょう。



①地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会等）で定期的に話し合おう

- ・区長、民生委員・児童委員、福祉委員等が定期的に集まる場をつくろう。
- ・地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会等）を強化しよう。

②多様な団体の参加で話し合う場をつくろう

- ・当事者やボランティア活動者、専門職、まちづくり協議会や企業等が参加する話し合いの場をつくろう。
- ・子どもから高齢者まで、あらゆる世代とともに話し合う場をつくろう。
- ・ボランティア活動者同士や活動者と福祉施設が話し合う場をつくろう。
- ・住民ワークショップや協議体（活動を協議・企画する場）を行おう。

③話し合った内容に取り組んでみよう

- ・話し合いの中でうまれた地域を良くする活動に取り組んでみよう。

④まちづくり協議会との協働による地域づくりをすすめよう

- ・目指す目的が同じ事業等を協働で取り組んでみよう。

(4) 災害時も安心できる地域をつくろう

近年多発する大規模災害への防災対策、新型コロナウイルス感染症対策等の非常時への備えを平常時から考えることは大切です。また、普段からつながりをつくり、災害時も安心できる地域を目指しましょう。



①地域の防災情報を把握しよう

- ・子どもも交えて地域の防災情報の把握をしよう。
- ・福祉マップ、防災マップの充実・活用をしよう。

②災害時に気がかりな人の把握をしよう

- ・集落内で一人暮らし高齢者、障がい者等、災害時に気がかりな人の話を聞き、状況を把握しよう。
- ・「災害時要援護者支援制度」の周知や利用促進をしよう。

③防災情報を周知しよう

- ・ハザードマップの周知やICT（情報通信技術）の活用を検討しよう。

④地区の防災活動に福祉関係者（地区ふくしの会等）も参加しよう

- ・地区の会議や防災訓練に民生委員・児童委員や福祉委員等の福祉関係者も参加しよう。
- ・防災リーダーの育成等、地区の防災活動に関わる人を増やそう。
- ・緊急連絡先の確保等、集落内で災害時に備えた防災活動を検討しよう。

⑤新型コロナウイルス感染症対策を検討しよう

- ・正しい知識を学ぶ機会をつくろう。
- ・学んだことを伝えよう。

基本計画【3】 福祉活動を応援する 体制づくり

地域福祉活動の担い手は地域住民だけではなくありません。専門職や民間等、様々な活動者の地域を良くしたいという想いは、地域で生活する住民の「ふだんの暮らしのしあわせ」を実現する大きな力になります。住民の暮らしを守るため、住民主体の地域福祉活動を多様な参画にて応援する体制づくりを推進します。

(1) 住民と専門職のつながりをつくろう

地域で起こる福祉課題には、住民だけでは対応が困難な場合があります。また、すでに福祉サービスを利用している場合は、福祉専門職の方が現状を把握していることもあります。専門職が身近にいて、ともに課題を解決する仲間として活動することは、住民の生活の安心や活動の広がり、利用者と地域がつながるきっかけにもなります。専門職や相談窓口の周知啓発や情報交換の場づくり等を行い、住民と専門職のつながりを強化しましょう。



①専門職や相談窓口の周知をしよう

- ・地区行事等で専門職や相談窓口の周知・広報をしよう。
- ・地域活動に専門職も参加しよう。

②身近な相談窓口の設置を検討しよう

- ・住民の身近な場での相談会の開催を検討しよう。

③地域の関係団体との情報交換の場づくりをしよう

- ・専門職と住民の定期的な情報交換の場づくりをしよう。
- ・各地区での講演会の実施等、関係団体との連携をすすめよう。

④専門職の力を地域で活かそう

- ・専門職の体験談を出前講座で話す等、地域へ出向き、住民にPRしよう。
- ・知識や経験、資格、特技等をもつ専門職OBや人材の協力者を募り、地域活動につなげよう。

⑤社協活動を強化し、住民活動を支えよう

- ・地域福祉推進の中核組織として、地域の福祉活動への支援を行おう。
- ・地域住民と専門職等、様々なネットワークづくりを行おう。
- ・地域で自立した生活を継続することができるよう相談窓口や福祉サービスの充実を図ろう。
- ・公的サービスでは対応が難しい新たな課題の解決への働きかけをしよう。
- ・権利擁護の体制づくりに取り組もう。

⑥非常時に備えた災害ボランティアセンターの運営を考えよう

- ・災害ボランティア連絡会に参画しよう。

(2) 民間の福祉活動を広げよう

近年、制度・サービスだけではなく、民間においても様々な福祉サービスや活動が行われ、地域福祉の課題解決の一役を担っています。社会福祉法人や NPO 法人、企業等、様々な担い手による社会貢献活動を応援し、連携することで民間の福祉活動を広げましょう。



①企業等へ福祉の理解を促そう

- ・福祉についての理解を促すため、講師派遣や人材派遣を行おう。

②地域団体と企業等がつながる場づくりをしよう

- ・地域団体と企業等が話し合える場をつくろう。

③地域課題の解決に向けた社会福祉法人の連携の場づくりをしよう

- ・社会福祉法人が地域課題の解決や公益的な取組を話し合える場をつくろう。

④企業、NPO法人、商業、農林水産業等とともに地域課題の解決を検討しよう

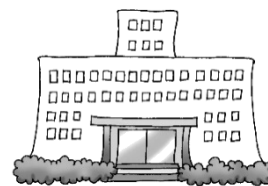
- ・地域の課題にあわせて、企業、NPO法人、商業、農林水産業等に呼びかけよう。

⑤民間の福祉活動を応援するボランティアセンターを強化しよう

- ・様々な情報提供を行い、企業等民間の社会貢献活動を応援しよう。

(3) 地域福祉の財源を確保しよう

地域福祉の財源を確保する取組は、活動の理解者を増やすことにもつながります。また、新たな財源を活用することは、自由度が高いことが多く、先駆的な地域福祉活動に取り組める可能性もあります。地域課題を解決するためにも活動財源を確保しましょう。



①募金活動を積極的に行おう

- ・地区のまつりや企業等のイベントで募金活動ブースを設けよう。
- ・赤い羽根共同募金運動等の推進をしよう。
- ・寄付を通して地域福祉活動に参加しよう。

②いろんな財源を確保しよう

- ・ふるさと納税の活用を検討しよう。
- ・区や企業へ福祉理解を促進し、寄付の拡大を図ろう。
- ・ファンドレイジング等、新たな財源確保の方法を検討しよう。

第4章 第3次 支部住民福祉活動計画

第3次みくに支部 住民福祉活動計画

【スローガン】
やさしさと あたたかさで
みんなが安心して住める街 みくに

1 居場所づくり

多世代の交流や見守り活動の拠点として、また、社会参加や高齢者の介護予防の場として等、様々な目的のための居場所が求められています。みんなにとって居心地の良い場所づくりに取り組みます。

具体的な取組内容

■【身近な場所に集いの場をつくろう】

- ① 地域の中で、集いの場となる「場所」について考えよう。
- ② 気軽に行ける集いの場を増やそう（茶話会等）。



■【集いの場の参加者を増やそう】

- ① 年齢や障がいを問わず、誰もが参加できる場をつくろう。
- ② 男性が好む活動内容のメニューづくりをしよう。

■【集いの場の支援者を応援しよう】

- ① 高齢者サロン等の集いの場同士の交流（見学会）の場を設け、支援者同士の情報交換をしよう。
- ② 元気な高齢者の方が集いの場の支援者になる仕組みをつくろう。

2 つながりづくり

ご近所の助け合いをはじめ、顔の見える関係がなくなりつつあります。支え合いの気持ちを育むために、人と人、人と地域、団体同士等、様々なつながりづくりを行います。

具体的な取組内容

■【ふだんのつながりを大切にしよう】

- ① 顔を合わせた時には、積極的にあいさつしよう。
- ② 出かける時に隣の家的一声かける等、声をかけ合うことを意識しよう。

■【今あるつながりを強化しよう】

- ① 各種団体の活動内容をPRし、お互いを知ることで、団体同士の連携を強化しよう。

■【新しいつながりをつくろう】

- ① まちづくり協議会と連携して、新しいつながりをつくろう。
- ② PTAと連携して、子どもの見守り体制について情報共有しよう。

3 地区ふくしの会の充実

地域の抱える課題が多様化、複雑化しています。

より身近な地域で生活課題を発見し、解決するために、三国町内 19ヶ所にある地区ふくしの会の充実を図ります。

具体的な取組内容

■【地域の福祉課題について話し合おう】

- ① 各種団体と協働し、地域の課題に目を向けよう。
- ② 区長、民生委員・児童委員、福祉委員が定期的な情報交換する場を設け、連携を強化しよう。



■【地区ふくしの会の構成メンバーについて考えよう】

- ① 子ども会や婦人会、壮年会等、構成員の幅を広げよう。
- ② 地域活動に関心のある方に、協力員として参加してもらおう。

■【見守り活動を強化しよう】

- ① 福祉マップの活用方法について考えよう。
- ② 民生委員・児童委員等と連携し、時節の訪問活動を行おう。

4 安心して暮らせる地域づくり

近年自然災害が多発し、暮らしの中でも様々な問題が生じています。

普段から話し合い、理解することで、みんなが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

具体的な取組内容

■【防災意識を高め、安心・安全な地域をつくろう】

- ① 災害についての座談会や、研修会を実施しよう。
- ② 福祉マップを用いて、災害時の協力体制について検討しよう。



■【移動手段について話し合おう】

- ① 高齢者の交通安全や、免許返納後のサービス等について講習会を開こう。
- ② 移動に関する、困りごとやニーズを調査し、地区でできることを見つけよう。

■【住み慣れた地域での生活を守ろう】

- ① 困りごとを抱えた方や支援を必要とする方が、SOSを発信しやすい地域、それをキャッチしやすい地域を目指そう。
- ② 障がい者世帯やひとり親家庭、認知症高齢者を抱える世帯等に対する理解を深め、地域で支える仕組みをつくろう。

第3次まるおか支部 住民福祉活動計画

【スローガン】
広げよう地域に根ざした思いやり
～一人も見逃さない絆づくり～

<基本方針>

地域にあるつながりを活かし、また新たなつながりを得ながらネットワークを築き、地域の絆づくりに取り組みます。

1 つながりづくり

ご近所をはじめ、身近な地域でつながりが希薄化しています。「お互いさま」を広げるために、つながりの再構築に取り組みます。

具体的な取組内容

■【一人ひとりのつながりや強みを活かして地域を元気にしよう】

- ① あいさつができる関係を築こう。
- ② 様々な世代や分野を問わない間口の広い交流の場をつくろう。
- ③ 地域を横断した情報交換会を行い、互いに吸収し合おう。
- ④ 地域のボランティアを活かした地域行事を行い、ボランティア活動を広めよう。



■【「ひとり（孤独）」にしない地域の絆を深めよう】

- ① いつでも・どこでも・だれでも集えるサロンや居場所をつくろう。
- ② 地域でサロンや居場所を応援しよう。

■【高齢者や障がい者、母子・父子・寡婦等の当事者活動を地域で応援しよう】

- ① 当事者一人ひとりが活躍する機会を増やそう。
- ② 区からの協力を得ながら当事者のつながりを強化しよう。

2 連携づくり

潜在する地域課題は、地域だけで発見・解決できない場合も少なくありません。地縁組織の連携強化を図るとともに、多様な組織等とのネットワークづくりに取り組みます。

具体的な取組内容

■【地域や分野を横断した連携を図ろう】

- ① 区長会、まちづくり協議会、地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会）等の連携を強化します。
- ② 社会福祉法人、NPO法人、民間企業等とネットワークをつくろう。
- ③ 他の地域や多様な団体との連携を密にし、活動の幅を広げよう。

3 見守りの仕組みづくり

様々な社会問題を背景に、高齢者や障がい者等の生活不安が増加傾向にあります。そんな不安を一人で抱え込ませず、早期解決させるために見守りの強化に取り組みます。

具体的な取組内容

■【区長、民生委員・児童委員、福祉委員等の見守り活動を強化しよう】

- ① 区長、民生委員・児童委員、福祉委員等の情報交換の場を設け連携を強化しよう。
- ② 福祉委員の活動を継続的なものにしよう。
(区長への任期継続の働きかけ、活動の引継ぎ定着)
- ③ 見守り活動を「見える化」し、活動の賛同者を増やそう。



■【SOSをキャッチできる地域、SOSを出しやすい地域をつくろう】

- ① 区長や民生委員・児童委員、福祉委員を中心に、ご近所も見守り活動に参加できるネットワークを構築しよう。
- ② 福祉マップを活かして、見守り対象者を把握しよう。
- ③ SOSが出しやすい地域にするために、相談先を明確にしよう。
- ④ 社会福祉法人等、多様な組織と一緒に、地域の見守り活動をしよう。
- ⑤ サロンや居場所等のなかでキャッチしたSOSを区長や民生委員・児童委員、福祉委員、専門機関等につなげる仕組みをつくろう。

■【災害時に備えた土壌をつくろう】

- ① 自分の地区で防災について考える機会をつくろう。
- ② サロンや居場所等、様々な形の集いの場のなかで、防災のことを話し合おう。
- ③ 防災講習会への参加を促したり、勉強会を開こう。

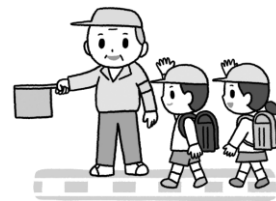
4 子どもの参加・こころづくり

地域に暮らす子どもと大人が、共に学び合うことで地域の明るい未来を築きます。次世代を担う子どもたちと一緒に、地域に触れながら「地域愛」を共に育む活動に取り組みます。

具体的な取組内容

■【地域で子どもと一緒に福祉の「こころ」を育もう】

- ① 学校や保育園等と地域がつながり、子どもが地域に参加しやすい土壌を考えよう。
- ② 学校行事に積極的に関わっていきこう。
- ③ 子どもに見守り活動を協力してもらいながら地域課題に触れてもらおう。
- ④ 子どもも地域行事へ参加し、地域の良いところを発見してもらおう。
- ⑤ 子どもを通じて保護者にも「福祉活動」に触れてもらおう。



1 人財発掘・育成

リーダーの高齢化や担い手不足が課題となっています。リーダーを支える組織の基盤強化を図るとともに、福祉活動への参加きっかけづくりを通して将来の地域を支える人財を発掘育成しよう。

具体的な取組内容

■【リーダーとなり得る人財を発掘・育成し、組織を強化しよう】

- ① リーダーを支える人づくりをしよう。
- ② リーダーを支える組織の基盤を強化しよう。

■【福祉活動への参加者を増やそう】

- ① 集いの場を活用し、人と人がつながるきっかけ作りをしよう。
- ② 地域の活動等で福祉活動への参加を呼びかけよう。
- ③ 地域の各種団体との交流を深め、人財交流を図り福祉活動を深化させよう。



■【関わりを持とう】

- ① 若い人や団地の人を巻き込んだ関係性をつくろう。
- ② 団体だけでなく、地区全体で活動に取り組もう。
- ③ 社協の役割や機能を周知し、その活動の理解を得ることで関わる人を増やしていこう。
- ④ 「あなたも参加できる福祉活動」として各種福祉活動の広報をしよう。

2 場づくり

自分の居場所や自分の強みを活かすことができる役割が必要です。誰もが気軽に参加して活躍できる多様な場づくりをすすめよう。

具体的な取組内容

■【集いの場を考えていこう】

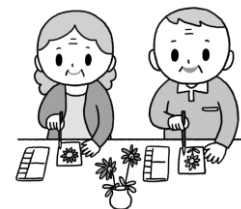
- ① 人口構成や大きさ等その地域に合わせた集いの場にしよう。

■【集いの場をつくろう】

- ① まずは「トライアルサロン」を利用しよう。
- ② 身近な地区のコミュニティセンター等を活用しよう。

■【集いの場を広げよう・増やそう】

- ① だれもが集まりやすい『目的』のある場を増やそう。
- ② だれもが気軽に参加できる場を増やそう。
- ③ だれでもみんなが興味を持てる多様な場をつくろう。
- ④ みんなのつながりを強くする全世代対象の場を広げていこう。



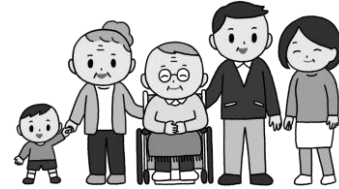
3 つながりづくり

地域のつながりの希薄化が課題となっています。身近な住民だからこそその支えあえる活動を推進するため、福祉のつながりづくりを再構築しよう。

具体的な取組内容

■【新しいつながりづくりについて考えよう】

- ① 年齢や男女、居住歴、人生観に関わらない、多様性を互いに尊重した地域のつながりを考えよう。
- ② 各団体や個人が情報共有できる体制を整え、いろいろな人からの多様な意見を取り込もう。
- ③ 現代の価値観に沿ったつながり方の模索、協議をしていこう。



■【現在のつながりを強化しよう】

- ① コミュニティセンター単位における小地域福祉活動の強化を図り、地域の福祉力を高めよう。
- ② まちづくり協議会やコミュニティセンターの地域活動と地区ふくしの会等の福祉活動との連携を図り、「自分の地域が一番」と思えるつながりづくりをしよう。

■【日常的な関わり合いを大切にしよう】

- ① 区の中で福祉のつながりを作り、連携を図っていこう。
- ② 日常的に、向こう三軒両隣の関わり合いが持てる活動を続けていこう。

4 見守りの強化

高齢者の孤立や孤独死、認知症や老々介護等、見守りを必要とする人が増加しています。地域全体で見守りや困りごとの早期解決に向けて取り組む活動を充実させていこう。

具体的な取組内容

■【福祉マップや災害時要援護者支援制度を浸透させよう】

- ① 区の取り組む自主防災組織と共に、災害時要援護者支援制度への登録をすすめ、見守り活動に本人の同意を得ていこう。
- ② 本人の同意が得られない場合の見守り活動をみんなで検討しよう。

■【支援に必要な関係者のネットワークを充実させていこう】

- ① コミュニティセンター単位の見守りネットワーク活動において、民生委員・児童委員、福祉委員以外にも見守り協力者を拡大していこう。
- ② 区及び民生委員・児童委員単位における福祉関係者のネットワークを充実させていこう。

■【見守りネットワークを広く周知していこう】

- ① 見守りネットワークの役割・機能を地域に周知していこう。

※人財：地域活動や福祉活動にかかわる人材を財産（宝物）として捉えているという想いを込めた造語。

※トライアルサロン：サロン等、地域の居場所の設置を検討している地区や団体の取組を試行的に応援する活動。

1 福祉の理解促進

地域のみんが幸せになるためには、福祉を正しく理解し、活動者を増やす必要があります。福祉情報を地域住民に発信し、理解促進を図りましょう。

- 自分たちの活動を地域へPRしましょう。
- 福祉に限らず多様なメニューや事業へできるだけ多くの地域住民の参加を呼びかけましょう。

具体的な取組内容

■【町域でできること】

- ① 福祉関係者（民生委員・児童委員、福祉委員、障害者相談員等）の役割を地域に発信しましょう。
- ② 地域住民が見て、参画したくなるような活動を発信しましょう。若い世代に向けて、動画やSNSによる情報発信をしましょう。
- ③ 地域住民に、健康情報等、生活に役立つ情報の発信やPRをしましょう。



■【地区でできること】

- ① 参加したくなるようなシニアクラブ活動を実施しましょう。

■【集落でできること】

- ① 福祉委員等が中心となり住民に福祉情報を提供しましょう。（サロン等行事開催時）

2 居場所づくり

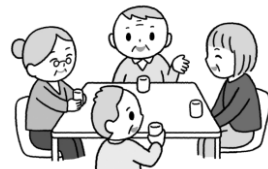
核家族・単身世帯の増加、自治会機能の低下により、つながりの強化が必要になっていきます。つながる機会づくりとして、それぞれが望む居場所づくりをすすめてみましょう。

- 集まる場所（高齢者サロン等）を実施・充実させましょう。
- 集まる場を運営するお世話役（キーパーソン）を育てましょう。
- 閉じこもりがちの人が集える居場所づくりの工夫をし、気になる人がいたら、専門機関へつなげましょう。

具体的な取組内容

■【町域でできること】

- ① 高齢者がどんなことに充実感や安らぎを感じるのか調査しましょう。
- ② サークル活動をすすめてみましょう。



■【地区でできること】

- ① 地区ふくしの会（地域福祉推進基礎組織）の単位で、それぞれが望み参加できる居場所の状況把握や居場所がない地区での居場所づくりを検討しましょう。

■【集落でできること】

- ① 集落単位で集まる居場所づくりをしましょう。

3 見守り

安心安全の地域の実現には、互いに支え合うことが必要です。誰もが安心して過ごすことができるよう見守りをすすめてみましょう。

- 平常時だけでなく災害時も支え合しましょう。
- 地区ふくしの会（地域福祉推進基礎組織）等の福祉活動へ地域住民（委員OBや隣近所の方含む）やボランティア団体に参加してもらうことで、つながり、支え合う“共助”意識を高めましょう。
- 区長、民生委員・児童委員、福祉委員等が中心となりマップづくりを行い、地域の中で気になる方を共有し、支援体制や連絡方法等確認し合しましょう。

具体的な取組内容

■【町域でできること】

- ① 特別な支援が必要な方の防災訓練を、地区で実施できるように支援しましょう。
- ② 日中に地域にいる高齢者、子ども等の見守りの仕組み（災害時を含む）をつくり、地区で活動できるよう支援しましょう。

■【地区でできること】

- ① 特別な支援が必要な方の防災訓練を、地区で実施できるようすすめてみましょう。
- ② 日中に地域にいる高齢者、子ども等の見守りの仕組み（災害時含む）をつくり、活動しましょう。

■【集落でできること】

- ① 日中に地域にいる高齢者、子ども等の見守りの仕組み（災害時を含む）を活用し、実践しましょう。

4 福祉の学び

福祉を充実するためには、子どもから大人まで学びあうことが必要です。子どもから大人まで地域のみんが福祉を学ぶ機会をつくりましょう。

- 各種団体間の連絡会等、地域活動の情報交換や参画する機会を増やしていきましょう。
- 学校と地域が連携して福祉活動を行い、新たな担い手をつくりましょう。

具体的な取組内容

■【町域でできること】

- ① まちづくり協議会、地区ふくしの会（地域福祉推進基礎組織）、ボランティア連絡会、支部社協委員会等が連携し、情報交換の場をつくりましょう。
- ② 子どもから大人まで地域で福祉を学ぶ内容を検討し、各種団体に情報提供しましょう。



■【地区でできること】

- ① 小学校エリア等で、子どもと大人が福祉を学ぶ機会（話す・交流する場）をつくりましょう。

■【集落でできること】

- ① 子ども、大人、高齢者が、ラジオ体操等の行事を一緒に開催しましょう。

資料編

1 計画が策定されるまで

年月日	内容
令和元年度	
令和元年7月～10月	坂井市 地域福祉計画・地域福祉活動計画一体化策定にむけての事務局内協議
10月18日	伊賀市視察研修 (地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定について)
11月26日	第1回 地域福祉計画・地域福祉活動計画一体化推進会議および役員向け研修(策定に向けての説明)
10月～令和2年2月	作業部会(社協職員) ・一体的策定準備(10/3) ・個別支援担当との取組検討(1/10) ・今後の地域支援のあり方検討(1/15) ・社協内各相談部門の取組検討(1/16) ・支部住民福祉活動計画の2次計画評価及び3次計画策定方法の検討(1/17) ・計画作業部会による2次計画評価(1/20) ・支部長会報告(1/21)及び各部門共有(1/27)
1月30日	坂井市地域福祉活動計画 職員研修会
2月4日	第2回 地域福祉計画・地域福祉活動計画一体化推進会議および役員向け研修(計画策定スケジュール・内容・圏域設定案)
令和2年度	
令和2年5月～9月	作業部会(社協職員) ・福祉懇談会状況及び支部住民福祉活動計画の策定の方法検討(5/27・5/28) ・策定委員会の内容検討(6/1)・福祉懇談会実施共有(6/2) ・第3次計画 骨子確認(7/29) ・支部住民福祉活動計画策定方法共有(9/23)
9月～令和3年3月	支部社会福祉協議会委員会(第2次支部計画振り返り・第3次計画策定の説明) ・みくに支部(9/24・11/21・2/20) ・まるおか支部(2/5)・はるえ支部(2/25)・さかい支部(3/5)
8月6日	第2次地域福祉活動計画評価(社協役員対象) (第2次計画の評価・意見交換)

年月日	内容
5月～12月	<p>住民福祉懇談会（第2次計画振り返り・第3次計画にむけての意見交換） 地域福祉推進基礎組織対象 ・36団体中32団体実施</p> <hr/> <p>当事者団体懇談会 ・市ボランティア・市民活動センター運営委員会・シニアクラブ連合会・ 身体障がい者福祉協会・心身障害児者福祉協会対象</p>
7月～11月	<p>支部社会福祉協議会委員会（第3次計画の検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みくに支部（7/20・10/23・11/19） ・まるおか支部（7/17・10/23・11/13） ・はるえ支部（8/5・10/16） ・さかい支部（7/29・9/11・10/29）
9月10日	<p>第1回 策定委員会（福祉懇談会結果報告・取組検討）</p>
8月26日 ～9月18日	<p>活動者アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関するアンケート ・「ボランティア・市民活動センター機能」に対する市民意見募集 ・福祉委員活動に関するアンケート調査 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止下での福祉活動へのアンケート調査
10月22日	<p>第2回 策定委員会（アンケート結果報告・取組検討）</p>
12月2日	<p>第3回 策定委員会（計画素案の検討）</p>
12月4日 ～12月15日	<p>活動者アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員の活動に関するアンケート調査
1月～2月	<p>各支部計画 座談会（計画策定の振り返り・周知強化内容の意見交換）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長・理事選出支部社協委員
3月4日	<p>第4回 策定委員会（第4回地域福祉計画部会と合同開催）</p>

2 委員会要綱・名簿

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人坂井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定を目的に、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員25名以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、本会会長が委嘱する。

- (1) 支部社協委員会代表者
- (2) 社会福祉団体代表者
- (3) ボランティア、NPO関係者
- (4) 関係行政機関
- (5) 学識経験者

3 委員の任期は、委嘱の日から活動計画の策定をもって終了する。

4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がないと会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を求めることができる。

2 活動計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うために、必要に応じて、関係者等の協力を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、本会内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

この要綱は、平成29年3月2日から施行する。

第3次 坂井市地域福祉活動計画（かたいけのプラン）策定委員名簿

氏名	所属	備考
永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科 教授	委員長
永井 裕子	福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科 助教	
奥野 敏明	坂井市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	副委員長
今町 聡	三国公共職業安定所 所長	
橋本 尚一	坂井市教育委員会 教育審議監	
千崎 早苗	みくに支部社会福祉協議会 代表	
北澤 路	みくに支部社会福祉協議会 (代表代理)	※代表代理として、 第3・4回会議出席
亀原 由貴子	まるおか支部社会福祉協議会 代表	
黒瀬 則雄	はるえ支部社会福祉協議会 代表	
正藤 露子	さかい支部社会福祉協議会 代表	
内江 輝三	坂井市福祉委員会 代表	
伊藤 進	坂井市社会福祉協議会	

支部社会福祉協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 坂井市における住民主体による地域福祉を推進するために幅広い地域住民の参画を得、支部ごとに小地域福祉活動を行うことを目的に支部社会福祉協議会を設置する(以下「支部社協」という)。

(支部社会福祉協議会)

第2条 支部社会福祉協議会は、支部ごとに設置し次の名称とする。

- みくに支部社会福祉協議会
- まるおか支部社会福祉協議会
- はるえ支部社会福祉協議会
- さかい支部社会福祉協議会

(支部社協の活動事項)

第3条 支部社協の活動事項は、次のとおりとする。

- (1) 小地域福祉活動の推進について
- (2) ボランティア活動の推進について
- (3) その他、地域福祉の推進に関し必要と認められること

(組織)

第4条 支部社協は、委員25名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 自治会またはまちづくり協議会
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 福祉委員
- (4) ボランティア・NPO
- (5) 女性団体
- (6) 社会福祉・保健医療・教育関係者
- (7) 市社協役員及び評議員
- (8) 学識経験者
- (9) その他社協会長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。

2 委員に変更を生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 支部社協に委員長1名、副委員長を置き、選任は委員の互選とする。

2 委員長は支部社協を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 支部社協の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、会議の開催日時及び場所についてあらかじめ会議に付議すべき事項とともに副委員長及び委員に通知しなければならない。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議の事項に関係ある者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

6 その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(事務局)

第8条 事務局は総務課で行う。但し会議の開催通知等の平易な事務は地域福祉課で行う。

2 事務局に関し必要な事項は、社会福祉協議会会長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支部社協の運営に関し必要な事項は、委員長が社会福祉協議会会長と協議の上定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

支部社会福祉協議会委員会 委員名簿

みくに支部社会福祉協議会委員会名簿

氏名	所属	備考
北野 幹子	みくに支部地区ふくしの会会長連絡会代表	
松村 典尚	みくに支部地区ふくしの会会長連絡会代表	副委員長
高道 里恵	まちづくり協議会代表	
田谷 武司	三国町区長会連合会代表（市社協理事）	
木内 富美子	三国女性ネットワーク代表	
石丸 和宏	坂井市商工会青年部代表	
角谷 裕子	三国町民生委員児童委員協議会代表	
北澤 路	みくに支部福祉委員代表委員会代表	副委員長
千崎 早苗	みくに支部福祉委員代表委員会代表	委員長
松山 章範	みくに支部ボランティア連絡会代表	
佐藤 明美	坂井市三国地域包括支援センター	
任田 幸恵	母子・寡婦、障がい団体代表	
中林 道男	三国地区老人クラブ連合会代表	
武井 節	コミュニティセンター長代表	
佐部 良一	三国地区PTA連絡会代表	
阿古江 唯説	市社協理事	
小林 信義	市社協理事	

まるおか支部社会福祉協議会委員会名簿

氏名	所属	備考
上田 洋一	城のまちふくしの会	
小西 三千男	磯部ふくしの会	
亀原 由貴子	たかとの郷づくり協議会福祉部会	
吉田 幸憲	高椋中部ふくしの会	
西尾 榮子	高椋西部ふくしの会	
藤波 英司	せせらぎ福祉の会	
朝倉 雅明	鳴鹿まちづくり推進協議会	
村中 祐人	のうねの郷づくり推進協議会あんしん・ふくし部会	副委員長
野田 美智子	市男女共同参画ネットワーク	
清水 秀治	丸岡町民生児童委員協議会	
河原 定一	まるおか支部福祉委員会	
伊藤 進	まるおか支部ボランティア連絡会	
前田 眞弓	NPO法人つどいの家	
山道 伊久江	坂井市丸岡地域包括支援センター	
元井 眞理子	丸岡町母子寡婦福祉会	
結城 八重子	丸岡町心身障害児（者）育成会	
林田 恒正	丸岡地区老人クラブ連合会	
川上 龍信	コミュニティセンター長代表	委員長
前田 恵久美	市赤十字奉仕団	
宮永 英機	学識経験者	
上杉 秋良	学識経験者	
西岡 善慧	市社協理事	
大霜 範子	市社協理事	

はるえ支部社会福祉協議会委員会名簿

氏名	所属	備考
黒川和代	北部地区ふくしの会	
秋山茂成	春江東部地区ふくしの会	
内田利勝	春西見守りネットワーク	
嶋和男	江留上まちづくり協議会（わくわくいきいき倶楽部） 江留上ふくしネットワーク	副委員長
南居秀幸	春江中部まちづくり協議会（すこやかふれあい部会）	
伊藤進一	春江西部地区まちづくり協議会（健康福祉部会）	
山田雅彦	大石地区まちづくり協議会（健康福祉部会）	
黒瀬則雄	春江東部地区まちづくり協議会	委員長
田川幸代	春江町民生児童委員協議会	
籠谷松生	はるえ支部福祉委員会	
田崎治憲	はるえ支部ボランティア連絡会	
上田のり子	坂井市春江地域包括支援センター	
竹下輝政	坂井市身体障害者福祉協会春江支部	
森康治郎	春江さわやかクラブ連合会	
渡邊雅彦	コミュニティセンター長代表	
内田正義	市社協理事	
尾崎司	市社協理事	
小林美宏	市社協理事	
増尾幹彦	市社協理事	

さかい支部社会福祉協議会委員会名簿

氏名	所属	備考
牧田重雄	東十郷ふくしの会（市社協理事）	
小畷美津子	大関ふくしの会	
高ヶ内しづゑ	兵庫地区まちづくり協議会いやし部会	
関輝勝	坂井木部ふくしの会（市社協理事）	
寺澤敏和	坂井町民生委員児童委員協議会	
国京純子	坂井町民生委員児童委員協議会	
長谷川義彦	さかい支部福祉委員会	副委員長
伊藤敏幸	さかい支部福祉委員会	
内江輝三	さかい支部福祉委員会（市社協理事）	委員長
廣部義治	さかい支部福祉委員会	
西山式子	さかい支部ボランティア連絡会	
有馬朋広	坂井町心身障がい児（者）福祉協会	
石川三郎	坂井市身体障害者福祉協会坂井支部	
岡崎和恵	坂井町母子寡婦福祉会	
宮廣直	さかい青空クラブ連合会	
正藤露子	コミュニティセンター長代表（坂井市赤十字奉仕団坂井分団）	副委員長
金谷知美	学識経験者	

3 坂井市社会福祉協議会が目指すもの

社会福祉協議会(通称：社協)は社会福祉法第109条(市区町村社協)に規定された地域福祉活動の推進を目的とした、営利を目的としない民間組織です。

(1) 社会福祉協議会の目指すもの

社協は、すべての市町村、政令指定都市の区、都道府県、そして全国の段階に組織され、「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」(「新・社会福祉協議会基本要領」抜粋)を目指しています。

(2) 坂井市社会福祉協議会の理念及び役割

坂井市社協は、平成18年4月に発足し、平成22年に策定した「第1次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画」にて、**基本理念「坂井市社協は、あなたと一緒にあなたらしい幸せづくりを目指します」**を定めました。

この理念には、坂井市に住む住民を主役とし、住民と一緒に地域で生活する「一人ひとりの望むふだんのくらしのしあわせ」をつくる・支える活動として、多様な住民の参加を得た地域の課題解決につながる地域福祉活動を推進していく組織であるという想いを込めています。

また、市社協は、協議会という組織形態を活かし、坂井市との連携協力のもと、地域住民、当事者団体、社会福祉法人、NPO法人、地域で活躍する多様な地域活動団体、個人等、地域を構成する幅広い関係者が協議・協働する場づくりやつながりづくりを行い、住民・民間レベルでの地域の課題解決を図る地域福祉活動を促進する役割があります。

(3) 「第3次 坂井市地域福祉活動計画」における市社協の役割

坂井市における地域福祉の推進を担う中心的な団体として、本計画を広報・啓発し、理解促進を図るとともに、坂井市内の多様な福祉活動主体が地域福祉に参画する機会をつくり、協働する活動主体を増やしながら、より多くの活動主体とともに本計画を推進します。

また、「地域福祉推進委員会(仮称)」や「支部社協委員会」を開催し、定期的に計画の執行管理や評価、見直しなどの進行管理を行います。

***** 「かたいけのプラン」に込めた想い *****

『かたいけの』とは、昔から、福井に伝わる方言です。

『かたい』は、健康である様を表しており、「お元気ですか？」という意味のあいさつとして「かたいけの？」と使います。

最近、耳にすることもすっかり減りましたが、身体の状態を尋ねるだけでなく、こころの状態も気遣うことができる、優しい福井弁です。

相手を思いやる気持ちが、本計画にピッタリでないかということで、第1次策定委員会で決まりました。

第3次かたいけのプラン

「第3次坂井市地域福祉活動計画」

発行日：令和3（2021）年3月

発行：社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

〒919-0521 福井県坂井市坂井町下新庄 18-3-1

TEL 0776-68-5070

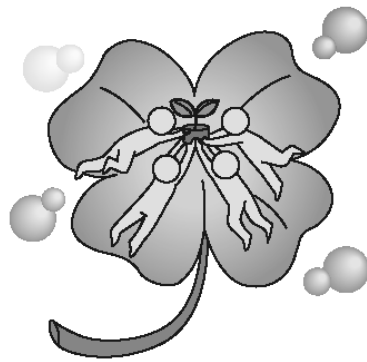
FAX 0776-67-2807

E-mail sakaicityshakyo@lake.ocn.ne.jp

HP アドレス <http://www.sakaicityshakyo.jp/>



☆この計画は、社協ホームページからもご覧いただけます。またPDF データでダウンロードも可能です。



名前